

相談役・顧問の役割明示

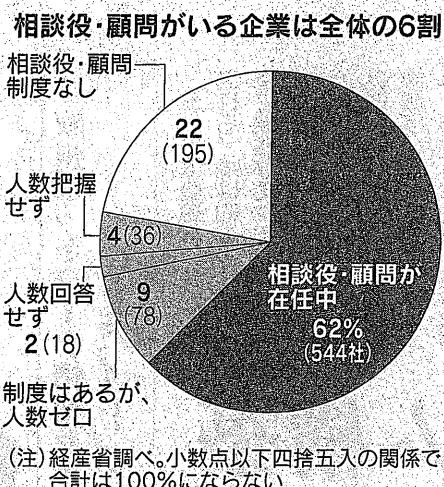
透明性確保ヘルール

来年にも 経産省、東証などと調整

経済産業省は、上場企業を対象に顧問や相談役の役割を明示するよう促すルールづくりに乗り出す。経産省は既に金融庁や東京証券取引所と協議を開始。企業が東証に提出する文書に顧問・相談役の役割を明記するよう仕組みを検討している。会長や社長が退任後に顧問・相談役として企業に残り、実質的な「院政」の形で現経営陣に影響力を行使しているとの批判がある。対応を打ち出す企業もあるなか、一段と透明性を確保する環境整備も必要と判断した。

「経営に関与」批判に対応

企業統治(コーポレートガバナンス)向上の一環として、政府が6月にまとめる成長戦略に盛り込まれた。相談役・顧問がいる企業は全体の6割



具体的には東証が企業に毎年提出を求めていた「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に新しい項目を設ける案を想定している。この欄に顧問・相談役の報酬の有無や勤務形態に加え、業務内容を明記してもらう義務ではないが、記入しなければ投資家への情報開示に消極的となる

れる」とから、実効性を確保できるとしている。上場企業の役員経験者が相談役や顧問の肩書きで会社に残ることに、機関投資家側の懸念は強まっている。顧問・相談役は株主総会の決議を経ずに選任可能で、実態が不明との指摘がある。経営トップ経験者の複数の相談役が後輩にあたる経営

アホルダー・サービサー(ISS)は今年の総会から相談役・顧問制度の新規導入に反対を推薦する方針を打ち出している。国内外の機関投資家からも「企業との対話での相談役の有無や役割を確認する」といった声は増えていた。東証のインフラを使った情報開示の拡充で、より対話を促す効果が期待できる。

相談役制度を

阪急阪神廃止

阪急阪神ホールディングスは相談役制度を廃止する。6月13日の定時株主総会に定款変更を提案して正式に決める。同社は現在、相談役はないが、経営の透明性を高めコーポレートガバナンス(企業統治)の強化につなげる。社長や会長が退任後に相談役や顧問と

して経営に関与し続けることに批判が出ていることに対応する。

企業統治を強めるため、取締役の額が見直す。これまで社内12人、社外2人の計14人だったが、社内7人、社外2人の計9人に変更する。社外取締役の比率を高めて外部の視点を経営に生かす狙いだ。一方で阪急阪神は執行役員制を導入す

するには取締役会の役員の透明性向上が狙い」と話す。J・フロントリティリングも新任の相談役を今後、置かない方針だ。経産省が3月に公表した調査によると、相談役の役割は「現経営陣への指示・指導」「財界活動」が多かった。だが権限が不明確にもかかわらず「高額な報酬を得ている」、「経営に口を出し、経営陣の自由な意思決定を制

約している」との批判もある。経産省とおおむね歩調を合わせる金融庁も、取締役ではない相談役や顧問が恣意的に経営に口出しあげると、海外投資家の議決権行使が出てきた。日清紡ホールディングスは6月下旬をめどに相談役・顧問制度を廃止すると表明。「企業統治(ガバナンス)の透明性向上が狙える」とから、実効性を確保できるとしている。上場企業の役員経験者が相談役や顧問の肩書きで会社に残ることに、機関投資家側の懸念は強まっている。顧問・相談役は株主総会の決議を経ずに選任可能で、実態が不明との指摘がある。経営トップ経験者の複数の相談役が後輩にあたる経営

アホルダー・サービサー(ISS)は今年の総会から相談役・顧問制度の新規導入に反対を推薦する方針だ。